

新旧対比表

鹿児島県農政部公共事業優良工事等表彰実施要領 改正（案）

現 行	改 正 (案)
<p>(表彰の目的)</p> <p>第1条 鹿児島県農政部が所管する公共事業の工事、設計業務（以下「業務」という。）において、他の模範と認められる優良な工事、業務及び優れた技術者を表彰し、公共工事の品質確保の促進、施工技術の向上、請負者等の意欲の高揚を図り、もって事業への理解を深めるとともに事業の円滑な実施に資することを目的とする。</p>	<p>(表彰の目的)</p> <p>第1条 <u>現行のとおり</u></p>
<p>(表彰の対象)</p> <p>第2条 優良工事の表彰は、農政部が所管する公共事業の工事、業務のうち当該年度の前年度に完成した建設工事、業務に係るものについて、優良工事表彰、優良業務表彰及び優秀技術者表彰を行うものとする。</p> <p>2 優良工事表彰の対象は、建設工事の施工管理が優れており、出来栄えも良好で、新しい施工技術の導入を図るなど創意工夫に努め、他の施工の模範と認められる優良な工事とする。</p> <p>3 優秀技術者表彰の対象は、工事施工に直接従事し、かつ、他の技術者の模範と認められる者とする。</p> <p>4 優良業務表彰の対象は、技術の内容（条件設定、検討内容、検討手法）や成果品（図面、調書等）が的確であり、他の業務の模範と認められる成果であることとする。</p> <p>5 優良工事及び優良業務表彰の対象は、過去3年以内に建設業法等の違反、指名停止等の処分がないものとする。</p> <p>また、優秀技術者表彰の対象は、過去3年以内に法令違反により、刑罰又は行政処分を受けたことのない技術者とする。</p>	<p>(表彰の対象)</p> <p>第2条 <u>現行のとおり</u></p>
<p>(表彰の推薦)</p> <p>第3条 各地域振興局及び各支庁の農林水産部長は、第2条の表彰を授与することが適当であると認められる優良工事、優良業務及び優秀技術者について、優良工事推薦調書（別記第1号様式）、優秀技術者推薦調書（別記第2号様式）、優良業務推薦調書（別記第3号様式）により農政部長に推薦するものとする。 なお、優良工事及び優秀技術者が同一工事の場合は、別記第1号様式のみで推薦する。</p>	<p>(表彰の推薦)</p> <p>第3条 各地域振興局及び各支庁の農林水産部長は、第2条の表彰を授与することが適当であると認められる優良工事、優良業務及び優秀技術者について、優良工事推薦調書（別記第1号様式）、優秀技術者推薦調書（別記第2号様式）、優良業務推薦調書（別記第3号様式）により農政部長に推薦するものとする。 なお、優良工事及び優秀技術者が同一工事の場合は、別記第1号様式のみで推薦する。</p>

鹿児島県農政部公共事業優良工事等表彰実施要領

改正（案）

現 行	改 正（案）
(審査委員会) 第4条 被表彰者の選考は、「鹿児島県農政部公共事業優良工事等表彰審査委員会」(以下「審査委員会」という。)において行う。 2 審査委員会は、別表一に掲げる者で構成するものとし、委員長は農政部長をもって充てる。 3 審査委員会の審査に資するため、幹事会を置く。 4 幹事会は、別表二に掲げる者で構成するものとし、幹事長は農政部工事監査監をもって充てる。 5 審査委員会の事務は、農政部工事監査において処理する。	(審査委員会) 第4条 <u>現行のとおり</u>
(被表彰者の決定) 第5条 審査委員会は、第3条の規定により推薦された候補の中から被表彰者を決定する。	(被表彰者の決定) 第5条 <u>現行のとおり</u> <u>2 前1項の規定に基づき選考された者が、表彰までの間に建設業法等の違反による行政処分等を受けることが判明した場合は、当該選考を取り消すことができる。</u>
(審査方法) 第6条 委員長は被表彰者を審査するため、委員会を開催する。 2 審査は書類審査を主とし、必要な場合は現地審査もできるものとする。	(審査方法) 第6条 <u>現行のとおり</u>
(表彰の時期) 第7条 表彰は当該年度の10月中に行う。ただし、特別な事由がある場合は、委員長が別に定める日に行うことができる。	(表彰の時期) 第7条 <u>現行のとおり</u>
(雑則) 第8条 この要領に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は別に定める。	(雑則) 第8条 <u>現行のとおり</u>

鹿児島県農政部公共事業優良工事等表彰実施要領 改正（案）

現 行	改 正 (案)
付 則	付 則
1 この要領は、平成18年 3月16日から施行する。	1 この要領は、平成18年 3月16日から施行する。
2 平成18年 4月 1日一部改正	2 平成18年 4月 1日一部改正
3 平成19年 4月 1日一部改正	3 平成19年 4月 1日一部改正
4 平成20年 4月 1日一部改正	4 平成20年 4月 1日一部改正
5 平成21年 4月 1日一部改正	5 平成21年 4月 1日一部改正
6 平成21年 6月22日一部改正	6 平成21年 6月22日一部改正
7 平成25年 3月 1日一部改正	7 平成25年 3月 1日一部改正
8 平成25年 4月 1日一部改正	8 平成25年 4月 1日一部改正
9 平成25年11月 1日一部改正	9 平成25年11月 1日一部改正
	10 令和2年 4月 1日一部改正
(別表一)	(別表一)
鹿児島県農政部公共事業優良工事等表彰審査委員会	現行のとおり
委員長 農政部長 委 員 農政部次長（事務）、次長（技術）、農業土木技監、 農政部総括工事監査監 畜産課長、農地整備課長、農地保全課長	
(別表二)	(別表二)
鹿児島県農政部公共事業優良工事等表彰審査幹事会	現行のとおり
幹事長 農政部工事監査監 幹 事 農政部主任工事監査員、畜産課技術補佐、 同耕畜連携飼料対策係長 農地整備課技術補佐、同事業調整係長、同農村整備係長 同国営・水利係長、同農村計画係長 農地保全課技術補佐、同施設保全係長、同農地防災係長 同技術管理係長、同国土調査係長	

新旧対比表

鹿児島県農政部公共事業優良工事等表彰実施要領の運用指針		改正（案）
現 行		改 正 (案)
1 趣旨 この運用指針は、鹿児島県農政部公共事業優良工事等表彰実施要領（以下「実施要領」という。）に定める優良工事表彰、優良業務表彰及び優秀技術者表彰の選定について必要な事項を定める。	1 趣旨 <u>現行のとおり</u>	
2 表彰の対象 (1) 優良工事表彰の対象工事は、農政部が所管する公共事業の工事のうち、県及び地域振興公社が発注する工事とするが、建築物は表彰対象から除外する。 (2) 優秀技術者表彰の対象者は、対象工事の監理技術者又は主任技術者とする。 (3) 優良業務表彰は鹿児島県農政部委託業務成績評定をしている業務とする。	2 表彰の対象 <u>現行のとおり</u>	
3 推薦基準 (1) 優良工事表彰 ① 対象工事は、表彰を行う年度の前年度に完成した工事であること。 ② 施工者は、原則として県内に本店を有する業者であること。 ③ 鹿児島県工事成績評定の総合評定が80点以上の工事であること。 ④ 工事全体の出来栄えが良好で、現場運営等が優れていること。 また新しい施工技術の導入を図るなど創意工夫に努めていること。 ⑤ 工事施工に当たって「農業土木工事施工管理基準」及び「農業土木工事施工管理基準実施要領」に基づく施工管理が特に優れていること。 ⑥ その他特筆すべきもの。 (2) 優秀技術者表彰 ① 監理技術者又は主任技術者であること。 ② 現場運営、施工管理技術等が優れていること。 ③ 工事施工に際し良心的で熱意があり、かつ技術研究が旺盛であること。	3 推薦基準 <u>現行のとおり</u>	

鹿児島県農政部公共事業優良工事等表彰実施要領の運用指針 改正（案）

現 行	改 正 （案）
<p>④ 技術者の指導育成に努めていること。</p> <p>⑤ 安全・衛生の向上に貢献していること。</p> <p>⑥ 新しい施工技術の導入、施工の効率化、低コスト化、環境に配慮した工法、地域住民との交流の配慮等の成果をあげていること。</p> <p>⑦ 鹿児島県工事成績評定の総合評定が80点以上の工事であること。</p> <p>⑧ 原則として、県内に本店を有する建設業者に属する技術者であること。</p> <p>(3) 優良業務表彰</p> <p>① 対象業務は、表彰を行う年度の前年度に完了した業務であること。</p> <p>② 鹿児島県農政部委託業務成績評定の総合評定点が80点以上の業務であること。</p> <p>③ 技術の内容（条件設定、検討内容、検討手法）や報告書（図面、調書等）が的確であること。</p> <p>④ 表彰対象は、原則として県内に本店を有するものであること。</p>	<u>現行のとおり</u>
<p>4 推薦書類</p> <p>(1) 各地域振興局並びに各支庁の農林水産部長（以下「各所属の長」という。）は、前記選定基準3の(1), (2)又は(3)に該当するものを、別紙（推薦枠）に定められた範囲内で推薦できるものとする。 (但し、優良工事候補と優秀技術者候補の対象工事は同一工事とする。 なお、推薦数はそれぞれカウントする)</p> <p>(2) 提出期限は下記のとおりとする。</p> <p>各地域振興局 5月下旬 熊毛・大島支庁 6月下旬</p>	<p>4 推薦書類</p> <p>(1) 各地域振興局並びに各支庁の農林水産部長（以下「各所属の長」という。）は、前記選定基準3の(1), (2)又は(3)に該当するものを、別紙（推薦枠）に定められた範囲内で推薦できるものとする。 (但し、優良工事候補と優秀技術者候補の対象工事は同一工事とする 重複が可、但し推薦数はそれぞれカウントする。)</p> <p>(2) <u>現行のとおり</u></p>
<p>5 審査委員会の会議</p> <p>(1) 審査委員会は委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。</p> <p>(2) 審査委員会は、委員の3分2以上の出席により会議を開くことができる。</p> <p>(3) 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は委員長が決するものとする。</p> <p>(4) 審査委員会の運営に関し、その他必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。</p>	<u>現行のとおり</u>

鹿児島県農政部公共事業優良工事等表彰実施要領の運用指針 改正（案）

現 行	改 正 (案)
<p>6 被表彰者の決定 審査委員会は、各所属の長から提出のあった各推薦書及び関係書類等を審査して、表彰に値する優良工事、優良業務及び優秀技術者を次により選定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 優良工事業者 9 社以内、優良業務 1 業務以内及び優秀技術者 9 名以内。 2) 優良業務の地域振興局・各支庁農林水産部長等表彰は、2 業務以内。 3) 該当のない場合も可とする。 	<p>6 被表彰者の決定 <u>現行のとおり</u></p>
<p>7 表彰者 表彰者は農政部長とする。 但し、優良業務の地域振興局・各支庁農林水産部長等表彰は、各関係部長。</p>	<p>7 表彰者 <u>現行のとおり</u></p>
<p>8 表彰に関する事務 表彰に関する事務は、農政部工事監査において処理する。</p> <p>付 則 この運用指針は、平成 18 年 3 月 16 日から施行する。</p> <p>平成 19 年 4 月 1 日一部改正 平成 20 年 4 月 1 日一部改正 平成 21 年 4 月 1 日一部改正 平成 21 年 6 月 22 日一部改正 平成 25 年 3 月 1 日一部改正 平成 25 年 1 月 1 日一部改正 平成 28 年 3 月 1 日一部改正 平成 30 年 5 月 17 日一部改正</p>	<p>8 表彰に関する事務 <u>現行のとおり</u></p> <p>付 則 この運用指針は、平成 18 年 3 月 16 日から施行する。</p> <p>平成 19 年 4 月 1 日一部改正 平成 20 年 4 月 1 日一部改正 平成 21 年 4 月 1 日一部改正 平成 21 年 6 月 22 日一部改正 平成 25 年 3 月 1 日一部改正 平成 25 年 1 月 1 日一部改正 平成 28 年 3 月 1 日一部改正 平成 30 年 5 月 17 日一部改正 令和 2 年 4 月 1 日一部改正</p>

鹿児島県農政部公共事業優良工事等表彰実施要領の運用指針 改正案

現 行			改 正 (案)
別 紙(推薦枠)			
所 属 名	被 表 彰 者 推 薦 枠		
	優良工事	優良業務	優秀技術者
鹿児島地域振興局	1社以内	1業務以内	1名以内
南薩地域振興局	1社以内	1業務以内	1名以内
北薩地域振興局	1社以内	1業務以内	1名以内
姶良・伊佐地域振興局	1社以内	1業務以内	1名以内
大隅地域振興局	2社以内	1業務以内	2名以内
熊毛支庁	1社以内	1業務以内	1名以内
大島支庁	2社以内	1業務以内	2名以内
計	9社以内	7業務以内	9名以内